

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

## 福井厚生年金 事案 319

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月30日から同年5月1日まで

私は、B社に昭和31年8月に入社し、会社名が変更になったC社を経て、同社がA社と合併した平成3年10月1日以降もA社において継続して勤務し、6年4月30日に退職した。月末退職であるのに私のA社における厚生年金保険の資格喪失年月日が、6年4月30日となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書及び退職慰労金通知書から、申立人が当該事業所に平成6年4月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、「A健康保険組合から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（申立期間当時に事業主が作成したもの。）に記載されている資格喪失年月日（平成6年4月30日）及び備考欄の退職年月日（平成6年4月29日）については、届出誤りであると考えられ、正しくは、資格喪失年月日は平成6年5月1日、退職年月日は平成6年4月30日である。」としているほか、「申立期間当時の関係資料が残されていないので、申立期間に係る保険料の控除や保険料の納付については不明であるが、通常、月末まで勤務した者の当該月の保険料については当然

控除することになる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年10月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成6年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年1月15日、資格喪失日に係る記録を23年3月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額については、22年1月から同年5月までは210円、同年6月から同年12月までは600円、23年1月及び同年2月は1,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月15日から23年3月1日まで  
厚生年金の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を得た。

私は、昭和20年7月ごろから23年2月末日までA社でB業務の仕事をしていました。申立期間当時、同社は、仕事が忙しく、従業員を募集しており、実妹に同社で働くように声をかけた。その実妹に同社での厚生年金保険の加入記録があるのに、実妹より先に勤務していた私に同社での厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の妹は、「姉は、C空襲（昭和20年7月）ごろからA社に勤務しており、私は、姉に誘われて当該事業所に昭和21年5月ごろに入社した。」と供述しているところ、申立人の妹に係るオンライン記録をみると、当該事業所が新規適用事業所となった昭和22年1月15日から厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に勤務していた同僚14人に対して入社時期と厚生年金保険加入時期等についてアンケートを行ったところ、回答のあった者11人のうち昭和22年1月15日以前から勤務していた6人全員が、当該事業所が新規適用事業所となった日から厚生年金保険に加入していると回答している。

また、当該名簿をみると、当該事業所が社会保険の新規適用事業所となった日において50人が一斉に資格取得していることが確認できるところ、同僚は、「当時、B業務に約30人、D業務約10人、E業務2から3人、その他事務1から2人で計50人弱が働いていた。」旨供述しており、当該名簿に記載されている被保険者数と同僚の記憶する従業員数がほぼ一致していることから、事業主は、当該事業所が新規適用事業所となった日に在籍していた者について、一斉に厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和23年2月末日まで勤務していたと申立てしているところ、同年3月31日に資格を喪失している同僚は、「申立人は、私より1か月ほど早く退職した。」と供述しているほか、申立人の妹は、「当時は家で遊んでいられない時代であり、姉は、一家の働き手でもあったので、当該事業所を退職後すぐにF社に入社した。」と供述しており、F社における申立人の厚生年金保険の資格取得日が同年3月25日であることが確認できることから、申立人の退職日についての供述には不自然さはいかたがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と業務内容や勤務形態の同質性の高い同僚のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和22年1月から同年5月までは210円、同年6月から同年12月までは600円、23年1月及び同年2月は1,800円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年1月から23年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期

間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月31日から23年4月ごろまで  
私は、A社に昭和22年6月ごろから23年4月ごろまで勤務していたにもかかわらず、当該事業所における厚生年金保険加入記録が22年6月1日から同年7月31日までとなっている。

私は、B氏（妻の兄）より後に退職したことは間違いなく、当該事業所に勤務していた時に給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和22年7月末までしかないが、同年\*月\*日には、双子が生まれており、それまで以上に家族の生活を支えなければならない状況にあり、双子が生まれた直後の同年7月末に退職するはずが無く、当時は戦後復興間もない生活環境も厳しい時期であったため、安易に離職し、家で遊んでいることなどあり得ない。私が同年7月末に退職したB氏（妻の兄）よりも随分後に同社を退職したことは間違いなく、先にC社に転職したB氏から誘われて、私も同社に転職した。同社に勤務してからすぐにD大震災（昭和\*年\*月\*日）に遭った。」と供述しているところ、申立人の記憶する同僚は、「私は、昭和22年7月末にB氏と一緒にA社を退職した。その時点にお

いて申立人は、E職として同社に在職していた。」と供述しており、申立人の主張に不自然さはいかたがえなない。

また、B氏に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿をみると、昭和 23 年 3 月 1 日にC社で資格取得していることが確認できる上、オンライン記録をみると、23 年 3 月 1 日から同年 6 月 29 日までの期間及び 24 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について被保険者記録が確認できるほか、23 年 6 月 29 日にA社において資格喪失している同僚は、「申立人は、私より前に退職した。」と供述していることから判断すると、申立人の当該事業所における退職の時期についての供述には、信ぴょう性が認められる。

さらに、申立期間に、申立人の勤務形態等が変更された事情は無く、A社において、申立人が資格を喪失した昭和 22 年 7 月 31 日前後に厚生年金保険の取扱いが変更となった事情もいかにない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 22 年 6 月の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。



## 福井国民年金 事案 211 (事案番号 60 の再申立)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 7 年 3 月まで

老後、年金に頼る生活が必ず来ると考え、厚生年金保険 20 年と国民年金 20 年の合計で 40 年間、年金制度を信じて保険料を納付してきた。年金記録問題以後、体調を崩し、入退院を繰り返しているため、ますます、将来が不安である。夫の記録が納付済みであるのに、私の記録が未納になっていることは絶対に納得できない。私の記録が、他人の記録に紛れ込んでいる可能性があると思うので、再調査し私の年金記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間は 86 か月と長期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 7 月 22 日に払い出されており、昭和 63 年 2 月 1 日にさかのぼって資格取得していることが確認できるところ、この払出日を前提とした場合、63 年 2 月から平成 2 年 5 月までは時効により国民年金保険料を納付することはできず、過年度納付が可能であった 2 年 6 月から 4 年 3 月までの保険料納付に係る具体的な納付方法等の記憶も無く、現年度納付が可能な 4 年 4 月から 7 年 3 月までの期間については、現存する平成 6 年度の確定申告書をみると、夫の国民年金保険料の控除は確認できるものの、申立人の保険料控除は確認できない上、申立人は、昭和 43 年 12 月 24 日から住所変更がなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の国民年金加入手続や保険料納付に関する今回の申立内容には、当初の申立内容と特段の変更は無いが、i) 入院していたA病院の受付において、同一県内で同姓同名かつ同一生年月日の者がいると聞いたこと、ii) 厚生労働大臣から2回「あなたの年金記録は宙に浮いた 5,000 万件の中にある可能性が高い。」旨記載された通知が届いたこと、及びiii) 市役所から新しい年金手帳が送付されてきた際に古い年金手帳を廃棄するようにとの説明があったことから、申立人の年金記録が消失した可能性があるとして、再申立てしている。

しかし、申立人が入院していたA病院に照会したところ、「申立人が入院していた平成 20 年 9 月当時、当病院に同姓同名の患者が存在していたことは確認できるが、生年月日及び名前の漢字が相違する。」との回答を得ている。

また、申立人に届いた厚生労働大臣からの通知は、名寄せ対象者に送付する「ねんきん特別便」であり、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の厚生年金保険手帳記号番号が存在するために申立人に対して送付されたものであるが、当該「ねんきん特別便」は、必ずしも申立期間に係る記録が相違するとして送付されたものではなく、同姓同名や類似する姓名の厚生年金保険及び国民年金手帳記号番号が確認できる場合、その対象者に送付され、年金記録の漏れや誤りを確認するものとされている。

さらに、B市役所に対して、申立人の年金手帳の交付状況について確認したところ、「申立人の年金手帳が2冊交付されたか否かについては不明であるが、当市が保管している国民年金被保険者番号簿においては、申立人が国民年金加入手続を行ったと主張する昭和 63 年 2 月ごろに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。」との回答を得ている。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は確認できない上、昭和 63 年 2 月から平成 7 年 3 月までの国民年金手帳記号番号払出簿（B市：1 万 7,912 人）を縦覧したが、平成 4 年 7 月 22 日に払い出されている国民年金手帳記号番号以外に、申立人の氏名は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付に係る新たな事情を確認することはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 212

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月まで

私は、A社に就職して3か月経過したころに、事業主から国民年金に加入することを勧められた。

事業主から「国民年金の加入手続を行い、保険料を負担する代わりに給料の昇給は行わない。」と説明されたことを記憶しており、国民年金加入当初の申立期間の保険料については事業主が私に代わって納付していたはずなので、申立期間の保険料がすべて未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、昭和 36 年 10 月 1 日にB区において払い出され、国民年金制度準備期間中の 35 年 10 月 1 日にさかのぼって資格取得していることが確認できるものの、申立人の戸籍の附票に基づく定住日を見ると、A社の住所地に昭和 35 年 1 月 28 日に定住していることが確認できることから、申立人がA社に就職した時期は同年 1 月下旬であったと考えられる上、申立人は「就職後病気になり、A社を約半年で退職した。」と供述していることを踏まえて判断すると、申立人は、国民年金制度が発足した 36 年 4 月時点においては既に同店を退職していたものと考えられ、申立人が退職したことに伴い、当該事業主は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付しなかったものとみても不自然ではない。

また、申立人の国民年金の加入手続時において、申立人と同時に加入手続したと考えられるA社の事業主及びその家族について、申立人の氏名が

記載された国民年金手帳記号番号払出簿の前後のページを確認したが、当該事業主等に該当すると考えられる氏名は見当たらない上、当該事業主等の生存及び所在も不明であることから、申立の事実を確認できなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、当時の状況について具体的な供述が得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 213

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 44 年 3 月から 47 年 8 月まで A 社に勤務していたが、当該事業所を退職すると同時に脱退手当金を請求した。その後、国民年金に加入しないでいたが、50 年 10 月ごろ、義父から、「将来のために、国民年金保険料は納付しておいた方が良い。」と言われたので、B 市役所において、国民年金の加入手続を行うとともに、47 年 9 月から 50 年 3 月までの未納分保険料（2 万 3,700 円）を一括して納付した。

保険料を納付した時、B 市役所の担当者に、「これで、あなたに国民年金保険料の未納はありません。」と言われたので安心していましたが、平成 21 年 5 月に届いた「ねんきん定期便」をみたところ、納付した期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料が未納となっていた。保険料を一括で納付した時の領収書を添付するので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月 10 日に払い出されており、47 年 9 月 1 日にさかのぼって資格取得していることが確認でき、申立期間については、この払出日を前提に納付方法をみると、時効により過年度保険料としては国民年金保険料を納付することはできず、申立人が市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張している 50 年 10 月ごろは、第二回特例納付実施期間中であるが、申立期間は、特例納付可能期間（昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで）外として取り扱われる期間である。

また、申立人から提出された国民年金納付書・領収証書に記載されてい

る保険料合計額は、申立期間を除いて算出した保険料合計額と一致し、当該領収証書に記載された保険料合計額には、申立期間の保険料が含まれていないものと認められる。

さらに、オンライン記録、特殊台帳及び市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）をみると、申立期間はすべて未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 322

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月30日から28年12月31日まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実がない旨回答があった。

私は、昭和16年10月にA社に入社し、25年10月に同社がB社C工場に名称変更となり、28年\*月に長女を出産してからも、子供の育児の関係で同年12月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人はB社C工場に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、B社C工場の当時の代表者は、既に死亡している上、当該事業所は、昭和32年4月ごろに火災により閉鎖され、同年12月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、B社を吸収合併したD社の代表者は、「申立てどおりの届出を行ったか否か、保険料を控除していたか否かについては、申立期間当時の状況を確認できる関係資料等が保存されていないほか、当時を知る従業員も既に退職しているため不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入手続等を確認することができなかった。

また、当該事業所の元従業員10人に対しアンケートを行ったところ、8人から回答が得られたものの、大半が「申立人を知っているが、勤務期間までは分からない。」としており、そのうち申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和27年4月30日以降に被保険者資格を取得している同僚

から聴取したところ、同僚2人は、「私が勤務した時には、申立人は在職していなかった。申立人と一緒に勤務した記憶は無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。